

【被扶養者異動届（増）】に添付していただく書類の早見表

※申請書【被扶養者異動届（増）】とあわせて提出してください。
添付書類のみでは申請を受付できません。

- ◆項番①の書類は、全員提出が必要です。
- ◆項番②～⑭の書類は、申請対象者が当該年度19歳以上の場合に必要な添付書類です。
- ◆申請サポートシステムで申請書を作成いただいた場合項番②の書類は不要です。
- ◆項番⑯～⑲の書類は、各事由に該当する場合、年齢にかかわらず必要な添付書類です。
- ◆項番⑭⑰「★収入を確認できる書類」については、『扶養認定添付書類』に掲載されている表をご参照ください。
- ◆状況に応じて、下記の事由に該当する全ての書類を提出してください。

事 由		添付書類	項番	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭		
			「住民票（写し可）」または「住民票記載事項証明（T・017）」	「被扶養者申請に伴う状況届（T・013）」	離職票 1 および 2（写し）	雇用保険受給資格者証（全ての面の写し）	退職証明書（写し可）	健康保険資格喪失証明書（写し可）	※給与収入金額が「0円」と表示されていない場合には「無職・無収入申立書（T・020）」が合わせて必要	課税（非課税）証明書（写し可）	「失業給付受給・非受給に伴う扶養認定願（T・016）」	※学生証は不可	在学証明書（写し可）	申請書提出時の前年分の確定申告書の控（写し）	※就労開始や就労形態変更した直後で3か月分の給与明細がそろわない場合は「就労証明願（T・018）」	直近3か月分の給与明細（写し）	年金額改定通知書（写し）または直近の年金振込通知書（写し）	支給決定通知書（写し）	★収入を確認できる書類
収入無し	離職した場合	申請対象者の状況を問わず全員必要	申請対象者が当該年度19歳以上の場合必要			▲	▲	▲				●							
	失業給付等受給終了後						●												
	他健保の任意継続等を喪失							●	●										
	事由発生より3か月以上経過している場合								●										
	学生の場合											●							
収入有り	事業所得（自営業等）													●					
	給与収入														●				
	他健保の任意継続等を喪失							●											●
	勤務形態変更による収入減							●							●				
	年金収入																●		
	失業給付受給中						●												
	失業給付受給終了後						●												●
	傷病手当金・出産手当金休業（補償）等受給中																	●	
	その他の収入（株式配当金等）																		●

事 由	添付書類	項番	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲
		源泉徴収票（写し）	配偶者に事業所得がある場合、申請書提出時の前年分の確定申告書（控）写し	仕送り金額を証明するもの 直近3か月分（写し）	★その親・配偶者等の収入を確認できる書類	戸籍謄本（写し可）	婚姻届受理証明（写し可）
夫婦共働きで子を申請する （配偶者が日立健保被扶養者である場合を除く）		▲	▲				
夫婦共働きで配偶者の親族を申請する （配偶者が日立健保被扶養者である場合を除く）		▲	▲				
婚姻により家族を申請する						▲	▲
申請する人に親・配偶者等がいる					●		
別居している親族を申請する （被保険者の会社都合による単身赴任の場合や 配偶者または昼間部学生の子は除く）				●		●	
住民票では被保険者との身分関係（続柄）が確認できないとき （被保険者の会社都合による単身赴任での別居は除く）						●	

●印は必ず添付、
▲印はいずれかを必ず添付

※各書類に注意事項があります。
『扶養認定添付書類』へ戻って必ず確認してください。
※国内居住要件の例外に該当する方を申請する場合は住民票の替わりとなる書類が必要となります。